

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年5月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800445 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日まで

人材派遣会社である A 社を通じて、B 社に勤務していました。年金記録では、平成 15 年 4 月から急に 98,000 円と記載されていますが、派遣先、仕事内容及び担当部署が変わっておらず、平成 15 年 3 月までの手取り給料とさほど変わっていません。私の毎月の収支明細を書いている手帳の写しを添付しますので、年金記録を見直ししてください。

第 3 判断の理由

請求者が提出した手帳の写し及び C 銀行が提出した口座別取引明細表により、請求者は請求期間において、A 社からオンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える報酬を受けていたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、請求者に係る賃金台帳や人事記録等資料の保管はない旨回答している。

また、請求期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で請求者と同様に派遣社員として登録し勤務していたとする複数名の給料明細書等からは、請求者同様、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える報酬を受けていたものの、厚生年金保険料控除額は標準報酬月額（9 万 8,000 円）に見合う額であることが確認できる。

さらに、A 社より人材派遣部門を引き継いだとする D 社及び請求者が派遣先企業であったとする B 社は、請求者に係る資料は無い旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800451 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900006 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における平成 10 年 12 月 1 日から平成 19 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 10 年 12 月から平成 19 年 7 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 10 年 12 月から平成 19 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 10 年 12 月から平成 19 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄) に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者の A 社における平成 11 年 10 月 1 日から平成 15 年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 11 年 10 月から平成 15 年 6 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 11 年 10 月から平成 15 年 6 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 10 年 12 月から平成 11 年 9 月まで	11 万 8,000 円	16 万円	—
平成 11 年 10 月から平成 14 年 9 月まで	11 万 8,000 円	16 万円	28 万円
平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで	11 万 8,000 円	16 万円	26 万円
平成 15 年 4 月から同年 6 月まで	11 万 8,000 円	20 万円	26 万円
平成 15 年 7 月から平成 18 年 8 月まで	11 万 8,000 円	26 万円	—
平成 18 年 9 月から平成 19 年 7 月まで	11 万 8,000 円	24 万円	—

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 12 月 1 日から平成 19 年 8 月 1 日まで

平成 10 年 11 月 12 日から平成 30 年 3 月 31 日に退社するまで A 社に運転手として勤務しました。入社当時から退社するまでほぼ固定給で、社会保険料については、毎月定額を差し引かれていました。

平成 21 年頃、会社経営者より標準報酬月額に訂正があったことが説明され、その時初めて会社により、私の標準報酬月額が極端に低く申告され、社会保険料は申告額以上の一定の金額が差し引かれていることを知りました。

請求期間について差し引かれた社会保険料に見合った標準報酬月額に訂正していただきたく申し立てるものです。

第3 判断の理由

- 1 請求者が提出したA社の給料支払明細書及び同社が提出した請求者に係る賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額（11万8,000円）を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、平成10年12月から平成19年7月まで（次の表の第一欄に掲げる期間）の標準報酬月額について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成10年12月から平成11年9月まで	11万8,000円	16万円	—
平成11年10月から平成14年9月まで	11万8,000円	16万円	28万円
平成14年10月から平成15年3月まで	11万8,000円	16万円	26万円
平成15年4月から同年6月まで	11万8,000円	20万円	26万円
平成15年7月から平成18年8月まで	11万8,000円	26万円	—
平成18年9月から平成19年7月まで	11万8,000円	24万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成10年12月から平成19年7月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、平成10年12月から平成19年7月までの期間について、前述の給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成10年12月から平成19年7月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成11年10月1日から平成15年7月1日までの期間については、前述の給料支払明細書及び賃金台帳により、毎年の定時決定の基礎となる5月から7月までに支払われた報酬月額を確認できることから、平成11年10月から平成15年6月の期間の標準報酬月額について、上の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成11年10月から平成15年6月までの期間の第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800458 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900007 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 22 年 7 月 20 日の標準賞与額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

平成 22 年 7 月 20 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 7 月 20 日

A社から請求期間に支払を受けた賞与について、同社から賞与支払届は提出されていなかった。育児休業中であつたため、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったが、育児休業期間中に支払を受けた賞与であるため、年金額の基礎となる賞与記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳の写し及びA社が提出した請求者に係る賞与一覧表によると、請求者は、平成 22 年 7 月 20 日に同社から賞与(15 万円)の支払を受けていることが確認できる。

また、A社が提出した健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書及びオンライン記録により、事業主は厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中(平成 22 年*月*日から平成 23 年*月*日まで)に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であつて、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については 15 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1800459 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900008 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 12 月 15 日の標準賞与額に係る記録を 25 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 27 年 12 月 15 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 27 年 12 月 15 日

A 社から請求期間に支払を受けた賞与について、同社から賞与支払届は提出されていなかった。産前産後休業中であったため、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていなかったが、産前産後休業期間中に支払を受けた賞与であるため、年金額の基礎となる賞与記録として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した預金通帳の写し及び A 社が提出した請求者に係る賞与一覧表によると、請求者は、平成 27 年 12 月 15 日に同社から賞与 (25 万 2,000 円) の支払を受けていることが確認できる。

また、A 社が提出した健康保険厚生年金保険産前産後休業取得者申出書及びオンライン記録により、事業主は厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づく産前産後休業期間中 (平成 27 年 * 月 * 日から平成 28 年 * 月 * 日まで) に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については 25 万 2,000 円とすることが必要である。